

富里市で新婚生活を迎える皆さまへ

結婚新生活支援補助金

令和7年1月以降に入籍した新婚世帯の
住居費用と引越費用に対して補助金を支給します



夫婦ともに29歳以下・
合計所得500万円未満
最大60万円

夫婦ともに39歳以下・
合計所得500万円未満
最大30万円

対象経費となる住居費用等

- ・住宅取得費(土地購入費、住宅ローン手数料を除く)
- ・賃貸物件の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越費用
- ・リフォーム費用

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

！申請の前に必ず社会福祉課地域福祉推進班にご相談ください！

問合せ先

富里市役所 社会福祉課地域福祉推進班

TEL 0476-93-4192 FAX 0476-93-2422

E-mail fukushi@city.tomisato.lg.jp

詳細はチラシ裏面・
公式HPをご覧ください



富里市結婚新生活支援補助金チェックリスト(以下の要件をすべて満たす必要があります。)

☐	令和7年1月1日～令和8年3月31日の間に婚姻届を提出した夫婦である
☐	☐ 婚姻日以降に住宅取得または賃借、引越、リフォームのために要した費用がある または、 ☐ 婚姻日前1年以内に取得した住宅またはリフォームに要した費用がある
☐	令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った費用である
☐	申請日において、新居となる富里市内の住所に夫婦いずれかの住民登録がある
☐	夫婦ともに婚姻届を提出した時点の年齢が40歳未満である
☐	直近の課税(所得)証明書の夫婦の合計所得金額は500万円未満である ^{*1}
☐	富里市の市税を滞納していない
☐	過去に別の自治体でも類似の補助金の交付を受けていない
☐	他の公的制度による家賃補助等を受けていない
☐	今後2年以上継続して富里市内で生活するつもりである
☐	夫婦ともに暴力団員でない

^{*1} 貸与型奨学金を返済中の場合、所得の合計金額から年間返済額を控除します

必要書類

区分	書類の種類	備考
必須	富里市結婚新生活支援補助金交付申請書 (第1号様式)	書式をダウンロード可
必須	婚姻を証明する書類	
いずれか 必須	①夫婦の総所得がわかる書類 ②市税の滞納がないことを証明する書類 ③世帯全員の住民票の写し	
	個人情報確認同意書 ^{*2}	
該当 するもの	住宅の売買契約書の写し	
	住宅の請負契約書の写し	
	住宅の賃貸借契約書の写し	
	住宅手当支給証明書(第4号様式)	書式をダウンロード可能
必須	住宅費、リフォーム費、引越費用を支払った ことを証する書類	領収書、通帳の写し、 カード利用明細など
必須	誓約書(第3号様式)	書式をダウンロード可能
対象者 のみ	貸与型奨学金の返済額がわかる書類	

^{*2} 富里市外から転入の場合、所得を証明する書類が別途必要となります

- ・必要書類を社会福祉課窓口へ持参又は郵送ください。
- ・書類の不足がある場合は受理ができませんのでご注意ください。